

「道路法面除草等作業委託（衣笠緯40号線）」仕様書

(担当：松尾、酒井 TEL075-492-3111)

1 件名

道路法面除草等作業委託（衣笠緯40号線）

2 目的及び概要

衣笠緯40号線において、道路区域内に越境した枝葉・雑草や路肩等に堆積した落ち葉が、車両及び歩行者の通行の支障となっているため、当該支障物を除草、剪定、伐採、清掃するもの。

3 期間

契約締結の日から令和8年8月24日まで

4 場所

京都市北区大北山蓮ヶ谷町 地内（衣笠緯40号線）

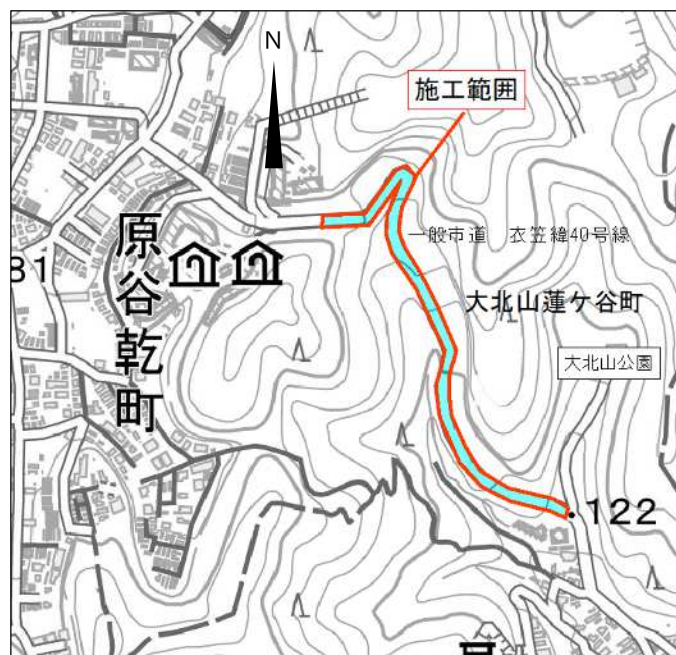
5 範囲（位置図の赤色枠内）

衣笠緯40号線；作業延長630m

（起点は「別紙1」内「写真1、2」、終点は「別紙1」内「写真7」をそれぞれ参照）

【位置図】

衣笠緯40号線



6 内容

衣笠緯40号線

指定区間において、以下の①～④の作業を行うもの。

① 道路法面部分の除草（400㎡）

※「別紙2」内「写真9」を参照。根株撤去は不要。

② 歩道内に越境している枝葉の剪定及び除草（フェンス等に絡むつた含む）（作業延長=630m）

※「別紙1、2」内「写真3、4、8、10、12」を参照。

③ 車道路肩及び歩道に堆積した落ち葉の清掃（車道路面は含まない）（作業延長630m×2）

※「別紙1」内「写真5、6」を参照。

④ 歩道内に落ちている木の回収

※「別紙2」内「写真11」を参照。

7 見積項目

道路法面除草等作業 一式

（刈草及び伐採で生じた幹や枝葉等の運搬処分費、飛び石防止措置を含む。）

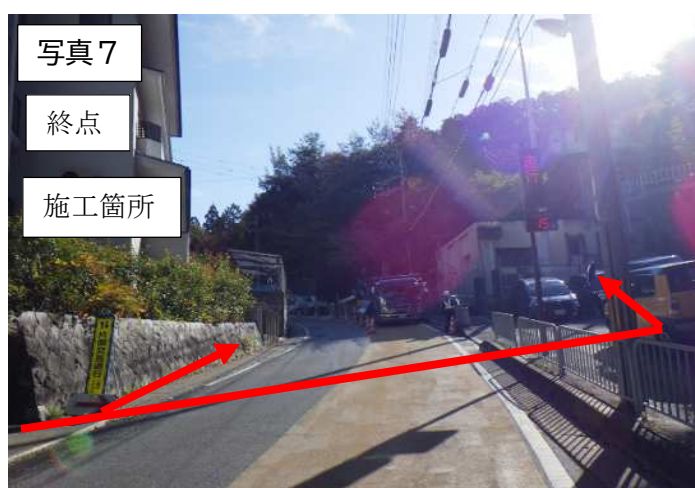
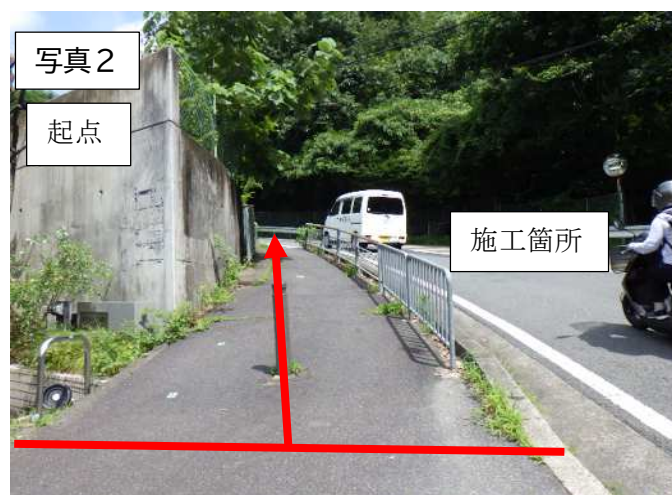
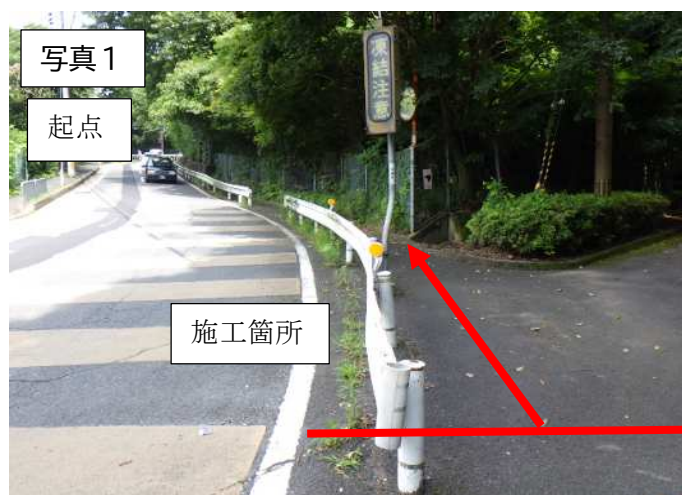
8 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【留意事項】

- 作業時は、通行人、車両等に対して飛び石等の危険がないように防護ネットを使用する等、万全の処置を講じること。
- 近隣住民や通行人との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 実施日については監督職員と事前に協議すること。
- 必ず現地の状況を確認のうえ、見積を作成すること。
- 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。

【現況写真 衣笠緯40号線】



【現況写真 衣笠緯40号線】

写真9



写真10



写真11



写真12

